消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission News Release

令和８年１１月２７日

株式会社トップコンサルティングから申請があった確約計画の認定について

消費者庁は、株式会社トップコンサルティングによる後記２の行為に係る景品表示法違反被疑事件において、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、確約手続に付すことが適当であると判断し、令和８年１０月２０日、同法第３０条の規定に基づき、同社に対し、確約手続に係る通知を行ったところ、同社から、同法第３１条第１項の規定に基づき、確約計画の認定の申請がありました。消費者庁は、当該確約計画は、後記２の行為による影響を是正するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、本日、同条第３項の規定に基づき、当該確約計画を認定しました。

なお、本認定は、消費者庁が同社の後記２の行為が同法の規定に違反することを認定したものではありません。

１　申請者の概要

名　　称　株式会社トップコンサルティング
（以下「トップコンサルティング」という。）
（法人番号 3120001212397）

所 在 地　大阪市北区梅田二丁目６番２０号パシフィックマークス西梅田４階

代 表 者　代表取締役　三浦　健太郎

設立年月　平成３０年４月

資 本 金　５００万円（令和８年１１月現在）

２　違反被疑行為の概要（表示例：別紙１から別紙３までの各表示）

トップコンサルティングは、自社が運営する「パーフェクトボディプレミアム」又は「プレミアムダイエットサロンクイーン」と称する店舗において、「プレミアムパーフェクトスリムクリーム」と称する美容クリーム（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和３年５月１日から令和８年５月２８日までの間、「パーフェクトボディプレミアム　短期集中プログラムで変わる！！」と称する自社ウェブサイト、「ＨＯＴ　ＰＥＰＰＥＲ　Ｂｅａｕｔｙ」と称するウェブサイト上に掲載された各店舗ページ内のブログページ及び「Ｉｎｓｔａｇｒａｍ」と称するＳＮＳ内の「パーフェクトボディプレミアム公式」と称するアカウントの投稿において、例えば、「脂肪撃退ク

リーム」、「塗るだけで楽ラク！ボディ引締め！」、「自社で開発した脂肪撃退クリームは、塗るだけでボディを引き締める効果を発揮します。」等と表示することにより、あたかも、本件商品を身体に塗布するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品を身体に塗布するだけでは痩身効果は得られないものであった。

３　違反する疑いのあった法令の条項

景品表示法第５条（同条第１号）

４　確約計画の概要

⑴　前記２の行為を既に行っていないことを確認する旨及び前記２の行為と同様の行為を行わない旨を取締役間で決議すること。

⑵　前記２の行為の内容について一般消費者に周知徹底すること。

⑶　前記２の行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための各種措置を講じること。

⑷　令和３年５月１日から令和８年５月２８日までの間に本件商品を購入した一般消費者に対し、購入金額の一部を返金すること。

⑸　前記⑴から⑷までの措置の履行状況を消費者庁に報告すること。

５　確約計画の認定

消費者庁は、次のとおり、前記４の確約計画は景品表示法が規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。

⑴　措置内容の十分性

前記４の確約計画は、近時の景品表示法第５条の規定に違反すると認定された事案において命令された措置の内容を含んでいること、また、一般消費者の被害回復に資するものであること等を踏まえれば、措置内容の十分性を満たすと判断した。

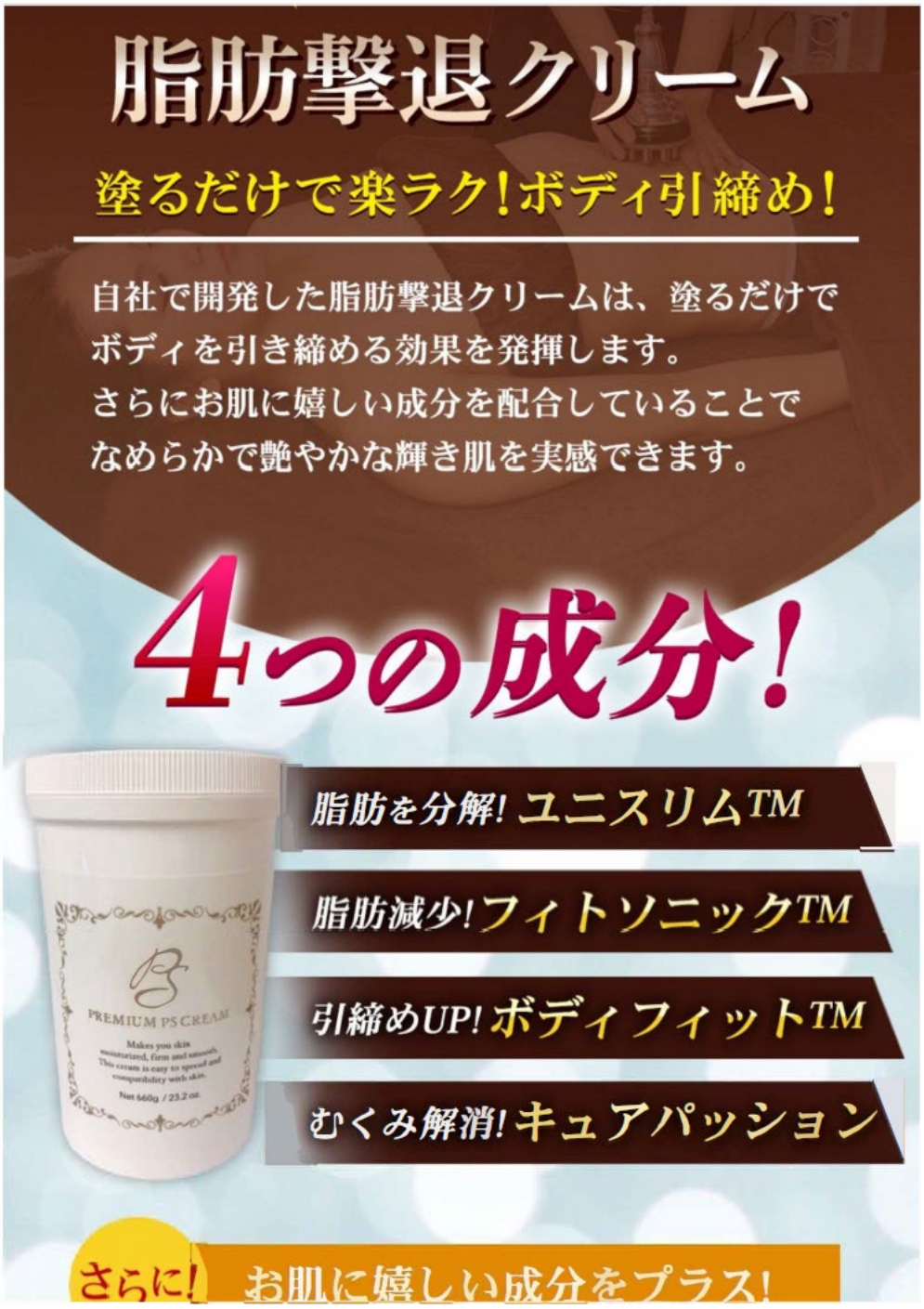
⑵　措置実施の確実性

前記４の確約計画は、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、消費者庁に対し、これらの措置の履行状況の報告をするものであること等を踏まえれば、措置実施の確実性を満たすと判断した。

【問合せ先】
消費者庁表示対策課
電　話：０３（３５０７）９２３９
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課
電　話：０６（６９４１）２１７５
ＵＲＬ：https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

別紙１

（表示例：「パーフェクトボディプレミアム　短期集中プログラムで変わる！！」と称する自社ウェブサイトから抜粋）



別紙２

（表示例：「ＨＯＴ　ＰＥＰＰＥＲ　Ｂｅａｕｔｙ」と称するウェブサイト上に掲載された各店舗ページ内のブログページから抜粋）

パーフェクトボディプレミアム 天王寺店(PERFECT BODY PREMIUM)のブログ

ビューティー

投稿日：2023/12/26

PSクリーム

こんにちは♪
プレミアムスリムボディ天王寺店でございます！

本日はPSクリームのご紹介です！
・塗るだけで400キロカロリー消化
・セルライト分解
・脂肪燃焼
・美容成分配合お顔にも使用可能
・保湿効果

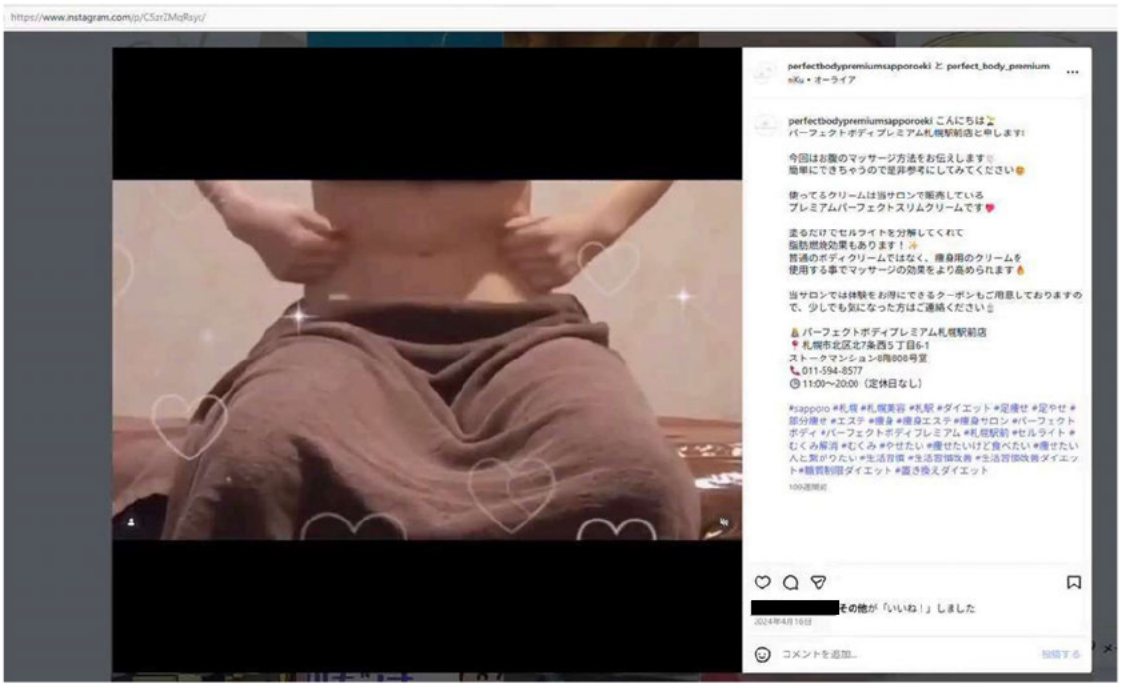


ホームケアとしてもお使いいただけます！
ご自宅でマッサージも加えていただくとより効果発揮します！
女性の方には嬉しい効果ばかりですね！
色白になった！
肌が綺麗になった！というお声もたくさん頂いております！
痩せ体質を作ってご来店される会員様がほとんどです！

★痩せる専門店PREMIUM SLIM BODY天王寺店★
【プレミアムスリムボディ】
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目3-15
阿倍野共同ビル4階
0666543883
各線天王寺駅、近鉄阿倍野駅、谷町線阿倍野駅より徒歩2分
（あべのキューズモールの向かい）

別紙３

（表示例：「Ｉｎｓｔａｇｒａｍ」と称するＳＮＳ内の「パーフェクトボディプレミアム公式」と称するアカウントの投稿から抜粋）



（参考１）

○　不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三　前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２・３　（略）

（継続中の違反被疑行為に係る通知）

第二十六条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となつた行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　当該疑いの理由となつた行為の概要

二　違反する疑いのある法令の条項

三　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（是正措置計画に係る認定の申請等）

第二十七条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第二十九条第一項第一号において「是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請するこ

とができる。
２　是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　是正措置の内容
二　是正措置の実施期限
三　その他内閣府令で定める事項
３　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　是正措置が疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものであること。
二　是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
４　前項の認定は、文書によつて行わなければならない。
５　第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
６　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
７　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
８　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
９　第三項から第七項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（是正措置計画に係る認定の効果）

第二十八条　第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第八項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

（是正措置計画に係る認定の取消し等）

第二十九条　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。
一　第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正措置が実施されていないと認めるとき。
二　第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
２　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
３　第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

（既往の違反被疑行為に係る通知）

第三十条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が既になくなつている場合においても、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。
一　次に掲げる者
イ　当該疑いの理由となつた行為をした者
ロ　当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ　当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
ニ　当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者
二　次に掲げる事項
イ　当該疑いの理由となつた行為の概要
ロ　違反する疑いのあつた法令の条項
ハ　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（影響是正措置計画に係る認定の申請等）

第三十一条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

２　影響是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　影響是正措置の内容
二　影響是正措置の実施期限
三　その他内閣府令で定める事項

３　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　影響是正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。
二　影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

４　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

５　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。

６　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。

７　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る影響是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

８　第三項から第六項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（影響是正措置計画に係る認定の効果）

第三十二条　第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

（影響是正措置計画に係る認定の取消し等）

第三十三条　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。
一　第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従つて影響是正措置が実施されていないと認めるとき。
二　第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

２　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが

第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

（権限の委任等）

第三十八条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　（略）

４　公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

５～１１　（略）

○　不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条　法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条　法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（参考２）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第５条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○　優良誤認表示（第５条第１号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第７条第２項及び第８条第３項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○　事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

・第７条第２項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
・第８条第３項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○　有利誤認表示（第５条第２号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○　商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第５条第３号）

① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
② 商品の原産国に関する不当な表示
③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
④ 不動産のおとり広告に関する表示
⑤ おとり広告に関する表示
⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示